

意見書案提出書

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 10 月 10 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員	綱 嶋 洋 一
同	栄 居 学
同	大 村 悠
同	京 島 けいこ
同	望 月 聖 子
同	さとう 知 一
同	加 藤 元 弥
同	嶋 村 ただし
同	鈴 木 ひでし
同	土井りゅうすけ
同	原 聡 祐
同	たきた 孝 徳

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書（案）

首都直下地震や南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺での巨大地震、さらには激甚化・頻発化する豪雨災害等、大規模災害への備えは年々重要性を増している。大規模災害が発生すれば、市街地等や社会インフラは甚大な被害を受け、被災自治体は速やかに復興まちづくり事業に取り組まねばならない。特に、市街地等における上下水道や電気、ガス等の基盤整備は、他分野の復興まちづくり事業に先立って実施する必要がある、事前復興まちづくり計画の早期策定及び着実な実行が求められる。

そのためには、人口減少や少子高齢化を踏まえ、復興後に想定される居住人口や産業規模に応じた適切な復興の目標や方針を平時から検討しておくことが不可欠である。国土交通省においても「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」が策定されているが、令和6年7月末時点で地方公共団体の事前復興まちづくり計画の取組着手率は約67%にとどまっているのが現状である。

しかし、災害はいつ起きてもおかしくない。災害後により良い復興を実現するためには、ソフト・ハードの両面から、地方において主体的かつ計画的に事前復興に取り組むことができるよう、法整備や制度設計を検討することが重要である。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 事前復興の概念を整理した上で、大規模災害からの復興に関する法律等の関係法令等に明確な位置付けを行うこと。
- 2 事前復興を促進するため、事前復興まちづくり計画を策定する地方公共団体に対し、財政措置の一層の充実・強化を図ること。
- 3 地方公共団体が主体的かつ計画的に事前復興に取り組むことができるよう、専門的・技術的助言などの支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務		大			臣
財		務		大			臣
国	土	交	通	大			臣

神奈川県議会議長

意見書案提出書

海岸漂着物対策の一層の推進を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和7年10月10日

神奈川県議会議長 長田進治 殿

神奈川県議会議員	石川 巧
同	山口 美津夫
同	青木 マキ
同	芥川 薫
同	柳下 剛
同	赤野 たかし
同	井坂 新哉
同	近藤 大輔
同	いそもと桂太郎
同	小野寺 慎一郎
同	持田 文男
同	てらさき 雄介

海岸漂着物対策の一層の推進を求める意見書（案）

海岸漂着物（海岸ごみ）については、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、国の基本方針と予算措置の下で海岸漂着物の処理等の対策が取られている。

こうした中、法施行後の現在も国内外から流れてきた多くの海岸漂着物や漂流ごみ等により海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。

本県では、県と相模湾沿岸１３市町で公益財団法人かながわ海岸美化財団（以下「美化財団」という。）を設立して、海岸清掃の事業費を共同して負担することにより、行政区域を越えて一元的に計画的・効率的な海岸清掃を実施し、良好な海洋環境の維持保全に努めている。

しかし、近年、美化財団の清掃活動において、人件費の増加や資材の高騰等に伴い、入札不調が発生したり、入札参加希望者が減少したりしており、今後必要な清掃日数の確保が困難になるおそれがある。

さらに、近年、災害級の大雨による河川からの出水等により短期間に大量の漂着物があふれ、処理が困難になるケースが増加している。このような海岸漂着物の処理については、漂着地の自治体に負担を負わせるのではなく、国の全額負担による恒久的な財源措置で対応するよう改善することが必要である。

よって国会及び政府は、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 今後も海岸の清掃活動を維持するため、令和８年度予算において人件費等の経費高騰を反映した予算措置を確保すること。
- 2 災害級の大雨により大量に漂着する流木等の廃棄物処理は、全国的に考慮すべき課題である。法第２９条において、国は海岸漂着物対策を推進するために必要な財源措置を講じる義務があるとされていることから、政府で責任をもって必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	総	理	大
総	務		大	臣
財	務		大	臣
国	土	交	通	大
環	境		大	臣

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

地方公共団体に対する財源保障機能の充実に向けた地方交付税制度
の見直しを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和 7 年 10 月 10 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

同 大 山 奈々子

同 木佐木 忠 晶

地方公共団体に対する財源保障機能の充実に向けた地方交付税制度
の見直しを求める意見書（案）

地方自治体の固有財源である地方交付税は、自治体間での税収のアンバランスを調整する財政調整機能と自治体が標準的に行うべき行政サービスの財源を国が補償するという財源保障機能の役割がある。

しかし、２００３年度の三位一体の改革により、本来国の責任で行うべき、教育、福祉等の施策について国庫補助負担金を一般財源化と称して地方交付税に変えたことにより、地方財政は厳しい状況に置かれてきた。

特に財政力指数の高い不交付団体にとっては、国庫補助負担金の一般財源化により、その分が実質的に不交付団体の支出となり、豊かな財政力を住民に活用することを縮小せざるを得ない状況となった。

現在、地方公共団体は子ども・子育て支援をはじめ社会保障関係費や、脱炭素社会の実現、防災・減災対策などへの対応が求められており、財政需要が増大している。これらの事業を実施するためには国の財源保障機能が重要となっており、地方交付税制度の見直しが求められる。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- １ 地方交付税制度の本来の趣旨を生かすために交付団体・不交付団体を問わず、地方財源の充実が図られるように算定方法等の見直しを行うこと。
- ２ 財政力指数に基づく国庫支出金の割り落とし等、不交付団体に対する不合理な取扱いを行わないこと。
- ３ 自治体情報システムの一元化に関わる費用など、国の制度改正等により減収や地方負担を伴う場合には、地方交付税ではなく、全額国費による財政措置を講じること。
- ４ 学校給食費無償化や小児・重度障害者・ひとり親家庭等医療費助成制度については、ナショナルミニマムとして国が制度を創設するとともに、本来国が財源保障をすべきである就学援助制度等については、地方交付税措置ではなく、国庫負担金等により財源を確保すること。
- ５ ふるさと納税制度について、趣旨にそぐわない返礼品競争等で制度改定が何度も行われてきたことや個人住民税の流出が不交付団体における行政サービスの安定的な提供に著しい影響を及ぼしていることから、制度の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	） 殿
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
総		務	大	臣	
財		務	大	臣	
文	部	科	学	大	
厚	生	労	働	大	
デ	ジ	タ	ル	大	臣

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

地方交付税制度の運用の見直しを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和7年10月10日

神奈川県議会議長 長田進治 殿

神奈川県議会議員	市川和広
同	西村くにこ
同	小田貴久
同	ます晴太郎
同	日浦和明
同	田中徳一郎
同	高橋栄一郎
同	米村和彦
同	斉藤たかみ
同	青山圭一
同	杉山信雄
同	石川裕憲
同	松田良昭

地方交付税制度の運用の見直しを求める意見書（案）

昭和２９年の開始以来、地方交付税制度は、地方自治体の財政保障として大きな役割を果たしている。

地方自治体にとって、地方財政における地方交付税の交付の有無は、財源確保の上で、極めて重要な事項となっている。

多くの地方自治体においては、地方交付税の交付を前提として予算編成を実施していることから、不交付団体となった場合、事業の規模縮小や場合により実施の断念に追い込まれるケースも想定されるほか、不交付団体となると、教育や福祉等における国庫支出金が減額される場合があり、その場合、不足分はすべて一般財源による負担を強いられることになるため、単に地方交付税の打切りにとどまらない、様々な財政上の影響が想定される。

また、本来国の施策として全国一律に実施すべき事業については、自治体の財政力いかんとは別の、自治体の財政負担がない持続可能な公平な形で実施されるべきであるが、地方交付税により措置された場合、地方交付税不交付団体は自主財源による補てんを余儀なくされることになる。

加えて、ふるさと納税による市町村税の流出については、地方交付税の交付団体に対しては、地方交付税による７５％の補てんがあるが、不交付団体はこれが受けられない。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 普通交付税の不交付団体は「財政的に豊か」というイメージを持たれているが、実際の財政運営においては大変厳しい状況にあることから、不交付団体の実態を正しく把握し、普通交付税の算定基準の見直しを検討すること。
- 2 毎年度の交付税を通じて各団体の不均衡を調整している中であって、財政力指数に応じて国庫支出金等の割り落としを行うことは、不交付団体にとって二重の調整となることから、こうした不合理な国庫支出金等の割り落としを行わないこと。
- 3 学校給食費の無償化、自治体情報システムの標準化といった本来国の施策として全国一律に実施すべき事業については、地方交付税ではなく、国の責任と財源において実施すること。
- 4 ふるさと納税制度による市町村税の流出補てんについては、地方交付税ではなく、すべての地方自治体に対して一定割合を補てんする仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	） 殿
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
総	務		大	臣	
財	務		大	臣	
文	部	科	学	大	臣
デ	ジ	タ	ル	大	臣

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

物価高騰対策として消費税減税に早期着手することを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和7年10月10日

神奈川県議会議長 長田進治 殿

神奈川県議会議員 井坂新哉

同 大山奈々子

同 木佐木忠晶

物価高騰対策として消費税減税に早期着手することを求める意見書（案）

わが国では物価の高騰が続き、実質賃金の低下により国民生活は極めて厳しい状況にある。先の参議院選挙では、物価高騰対策として消費税減税を掲げる候補者が多く見られた。国民の消費税減税への期待の反映である。消費税は食料品にも生活必需品にも一律に課税されるため、特に低所得層や子育て世帯、高齢者世帯に重い負担となっている。消費の停滞は中小企業・地域経済にも深刻な影響を及ぼし、社会全体の活力を損なう事態となっている。

諸外国においては、物価高騰や景気後退局面に際し、付加価値税率の一時的引下げを実施することで消費の下支えや経済の下振れ回避を図ってきた事例が多数見られる。一方、わが国では、これまで政府が定額減税や給付金などの対策を講じてきたが、物価上昇のスピードに追いつかず、生活不安の解消には至っていない。

わが国においても税制のあり方については、与野党問わず国会で議論が交わされており、とりわけ消費税減税は国民生活の防衛と経済循環の回復に資する選択肢の一つとして現実的に取り上げられている。

よって国会及び政府は、現在国会において様々議論されている、財源等、制度のあり方を検討・調整し、国民生活の安定と地域経済の立て直しのため、消費税減税に早急に着手することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務		大	臣			
財	務		大	臣			

神奈川県議会議長

意見書案提出書

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 10 月 10 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

同 大 山 奈々子

同 木佐木 忠 晶

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

わが国は1985年に、あらゆる分野における女性に対する差別を撤廃し、女性に対して男性と平等の権利を保障する「女性差別撤廃条約」を締結した。

さらに国連において1999年には、「女性差別撤廃条約選択議定書」が採択された。この選択議定書には、個人通報制度と調査制度が定められている。条約で保障されている権利が侵害された場合、国内における救済措置を尽くした後に、個人等が国連女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができることを定めるとともに、国連女性差別撤廃委員会が、条約に定める権利の重大又は組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、当該国にその調査結果を、意見・勧告とともに送付する手続を定めている。この選択議定書を批准することにより、条約締約国は、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。この選択議定書について、2024年9月時点で条約締約国189カ国のうち、115カ国が選択議定書を批准しているが、日本政府はまだ批准していない。

政府の「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」(以下「基本計画素案」という。)では、「男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針であり、国際社会で共有されている規範であり、その形成は男女の個人としての尊厳が重んじられることを旨として、行わなければいけない。また、全ての人が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも極めて重要な意義をもつ。」とされている。しかし、現実には、ジェンダーバイアスにより、家庭における家事育児介護の負担が女性に重くのしかかる問題、職場において女性の産後の就労の難しさ、男性による女性へのDV、セクシャルハラスメント、男女の賃金格差など問題は山積しており、国連女性差別撤廃委員会からは諸分野にわたる差別について再三の勧告を受けている。2025年のわが国のジェンダーギャップ指数は148カ国中118位でG7中最下位となっている。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、このような現状を変える重要な第一歩である。基本計画素案では「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」と記載されており、具体的な取組を加速する必要があるため、県内でも2024年までに10自治体が意見書をあげている。

よって国会及び政府は、男女共同参画社会の実現に向けて、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	） 殿
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
総		務	大	臣	
法		務	大	臣	
外		務	大	臣	
厚	生	労	働	大	臣

神奈川県議会議長

意見書案提出書

物価・人件費の高騰等に対応した診療報酬の大幅な引上げ
を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和 7 年 10 月 10 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

同 大 山 奈々子

同 木佐木 忠 晶

物価・人件費の高騰等に対応した診療報酬の大幅な引上げを求める意見書（案）

2024年度診療報酬改定は、報酬本体は0.88%のプラス改定だが薬料・材料価格は1%引下げ、改定率全体では0.12%引下げの6回連続のマイナス改定となった。しかも同年末の消費者物価指数は前年同期比3.0%上昇しており、医療機関は診療材料費や水光熱費等の経費増を補えず、多くの病院が経営を悪化させた。

医療機関の倒産、廃業が相次ぎ、帝国データバンクによれば2024年は過去最大の64件に及び、前年比1.56倍となっている。神奈川県内においても、病院総数はこの間8病院減少している。

日本病院協会など6病院団体の調査では、2024年の診療報酬改定後、医業利益率、経常利益率は悪化し、医業本体の収益が赤字となった病院は全国で7割にのぼる。

日本医師会と6病院団体の合同声明は著しくひっ迫している病院の実情を訴え、「このままでは人手不足に拍車がかかり、患者さんに適切な医療を提供できなくなってしまう」と地域医療崩壊の危機に警鐘を鳴らし、診療報酬の期中改定をも求めつつ、次期診療報酬改定において1「高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という社会保障予算の目安対応の廃止と、2賃金・物価の上昇に応じて適切に対応する新たな仕組みの導入の2点を求めている。

神奈川県知事、神奈川県病院協会会長、神奈川県医師会会長が連名で本年8月18日に国に提出した「2026年診療報酬改定に関する緊急要望」でも、2024年診療報酬改定は「改定率が低く、物価高騰や人件費の上昇に見合っていない」と訴え、「本県のように物価水準の高い都市部においては支出増が極めて大きく、深刻な経営危機に直面している」と神奈川県の実情を訴え、国の2026年度概算要求基準案における4,000億円程度の社会保障関係費の増額方針に対し、「この程度の増額」で「必要で十分な社会保険診療報酬の」改定となるのか「大きな懸念がある」と表明している。

これらは国が進めてきた社会保障費抑制策の転換を求めており、次期診療報酬を検討する上でも非常に重要な指摘である。

地域住民が必要な時に必要な医療を受けられることは憲法25条で保障された権利であり、国には国民皆保険制度を堅持し、医療提供体制を整備・拡充し、住民の命と健康を守り地域医療を守る責任がある。そのため、国による思い切った財政措置が必要である。

よって国会及び政府は、次の事項について、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 社会保障関係費の伸び率を高齢化率の範囲内に抑える「目安対応」を見直し、2026年度国予算において自然増分を含む必要な社会保障予算を確保すること。
 - 2 2026年度診療報酬改定において、「骨太の方針2025」にある「経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分」を補えるよう、大幅なプラス改定を実現すること。
 - 3 現在赤字の医療機関等が経営を維持できるよう、当年度において早急に補助制度の創設や緊急的財政支援を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 参 内 総 財 厚	議 院 閣 総 務 生	院 院 理 大 大 働	議 院 大 大 大	長 長 臣 臣 臣 臣	殿

神奈川県議会 議長